

大阪市告示第1517号

平成25年大阪市告示第463号（区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
区会計管理者の権限に属する事務の一部 の区出納員への委任 [表 別紙2 挿入]	区会計管理者の権限に属する事務の一部 の区出納員への委任 [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の [] の記載は注記である。	

(会計室会計企画担当)

[表 別紙 1]

区出納員となるべき職	区出納員の分掌事務	
[同左]		
旭区役所	[同左]	[同左]
	地域課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	防災安全課長代理	
	[同左]	[同左]
[同左]		

[表 別紙2]

区出納員となるべき職	区出納員の分掌事務	
[略]		
旭区役所	[略]	[略]
	地域課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	防災安全課長	
[略]	[略]	
[略]		